

お客さま各位

岐阜信用金庫

「ぎふしんでんさいサービス」における、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」が以下のとおり改正されましたのでご案内いたします。(変更した条文のみ、下線部分が改正となった箇所です。)

株式会社全銀電子債権ネットワーク **業務規程の改正**

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) 一～二十七 (略)	(定義) 第2条 (略) 一～二十七 (略) <u>二十八 でんさいライト 当社が直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネット・サービスをいう。</u>
(当会社の利用) 第11条 (略) 2 利用者は、 <u>第28条第1項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、</u> 当社を利用しなければならない。	(当会社の利用) 第11条 (略) 2 利用者は、 <u>次に掲げるいずれかの方法により、当社を利用しなければならない。ただし、第28条第1項または第2項に該当する場合は、当該各項の定めるところによる。</u> <u>一 窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法</u> <u>二 でんさいライトにより利用する方法</u> 3 利用者は、 <u>窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。</u>
3 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用することができない。 4 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。 5 利用者が第3項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。	4 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用することができない。 5 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。 6 利用者が第4項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。
第2節 利用契約 (利用契約の締結要件) 第12条 1～2 (略)	第2節 利用契約 (利用契約の締結要件) 第12条 1～2 (略)

改正前	改正後
<p>3 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三</u> 参加金融機関が認めた者であること</p>	<p>3 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三</u> <u>でんさいライトの利用契約でないこと</u></p> <p><u>四</u> 参加金融機関が認めた者であること</p>
<p>(利用申込)</p> <p>第13条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</p>	<p>(利用申込)</p> <p>第13条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、<u>でんさいライトの利用契約の場合は当会社が、それ以外の場合は参加金融機関が、</u>申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</p>
<p>(電子記録の請求制限等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>一～十一 (略)</p>	<p>(電子記録の請求制限等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二</u> <u>利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記録</u></p>
<p>第2節 電子記録の請求方式等</p> <p>(電子記録の請求)</p> <p>第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2節 電子記録の請求方式等</p> <p>(電子記録の請求)</p> <p>第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口</p>	<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除</p>

改正前	改正後
<p>金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>く。)について<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者<u>(利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。)</u>は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>(債権者から双方請求する場合の取扱い)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p>	<p>(債権者から双方請求する場合の取扱い)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者<u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。)</u>は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者<u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。)</u>は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p>

改正前	改正後
<p>4 (略)</p> <p>5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</p>
<p>(電子記録の請求の特則)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>2</u> 当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p><u>3</u> 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p>	<p>(電子記録の請求の特則)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第22条第1項第12号に定める電子記録の請求をすることができる。</u></p> <p><u>3</u> 当会社は、利用者が前二項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p><u>4</u> 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p>
<p>(債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、<u>当会社に対し、直接または</u>窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(手数料)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 利用者は、<u>第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会をする場合には、</u>当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、</u>利用者は、<u>次の各号に掲げる場合には、</u>当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。</p> <p><u>一 第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会を</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>する場合</u></p> <p><u>二 でんさいライトにより請求をする場合</u></p>
<p>(免責)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 窓口金融機関が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者になお生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 当会社は、第10条、第11条第<u>5</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>3</u>項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者になお生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>(免責)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 窓口金融機関<u>または当会社</u>が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関<u>または当会社</u>に登録されたものと一致することを窓口金融機関<u>または当会社</u>所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者になお生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 当会社は、第10条、第11条第<u>6</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>4</u>項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者になお生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>
<p>(規定の効力)</p> <p>第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第<u>5</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>3</u>項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p>	<p>(規定の効力)</p> <p>第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第<u>6</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>4</u>項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則 (西暦2024年11月18日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、西暦2024年11月18日から施行する。</u></p>

株式会社全銀電子債権ネットワーク **業務規程細則の改正**

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等 (分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>む)、債務者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。</u></p> <p><u>九 全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示内容とする開示をいう。</u></p> <p><u>① 直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録</u></p> <p><u>② 訂正および回復の記録</u></p> <p><u>③ 発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨の記録</u></p> <p><u>④ 業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録</u></p>
<p>(業務時間および営業日等)</p> <p>第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。</p>	<p>(業務時間および営業日等)</p> <p>第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。<u>ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午前8時から午後7時までとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)</u></p> <p><u>第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1 利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。</u></p>
<p>(発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は1円以上100億円未満とする。</u></p> <p>8～10 (略)</p>
<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第23条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者)または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場</p>	<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第23条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者)または債務者の双方が<u>当会社または</u>それぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p>	<p>きる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p>
<p>(債務者請求方式における請求の予約)</p> <p>第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(債務者請求方式における請求の予約)</p> <p>第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>(債権者請求方式における請求の予約)</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が</p>	<p>(債権者請求方式における請求の予約)</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が</p>

改正前	改正後
<p>第1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1 項の請求は、その効力を失う。</p> <p>この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>第1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1 項の請求は、その効力を失う。</p> <p>この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6～7 (略)</p>
<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第56 条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 残高の開示 次に掲げる方法</p> <p>① (略)</p> <p>②請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</p> <p>③定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第</p>	<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第56 条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 残高の開示 次に掲げる方法</p> <p>① (略)</p> <p>②請求日以降の日を基準日として指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は</u>窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</p> <p>③定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は</u>窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第</p>

改正前	改正後
<p>57条第1 項第1 号または第2 号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報  二 開示を請求するでんさいを特定するための情報  三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 第2 項第3 号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 規程第57 条第2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 第2 項第1 号に掲げる通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u></p>	<p>57条第1 項第1 号または第2 号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報  二 開示を請求するでんさいを特定するための情報  三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 第2 項第3 号②および③に掲げる残高の開示の請求は、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 規程第57 条第2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 第2 項第1 号に掲げる通常開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則 (西暦2024 年11 月18 日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1 条 この細則は、西暦2024 年11 月18 日から施行する。</u></p>